

監査公表第 8 号
平成27年10月30日

平成27年 5 月11日付け監査公表第 2 号において公表した住民監査請求の監査結果（勸告）に対する措置状況について，別紙のとおり呉市長から通知があったので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 9 項の規定に基づき公表する。

呉市監査委員	磯 本 勝
同	迫 正 博
同	梶 山 治 孝

呉財管第541号
平成27年10月23日

呉市監査委員 磯本 勝 様
同 迫 正 博 様
同 梶山 治 孝 様

呉市長 小村 和 年



住民監査請求に係る勧告を受けて講じた措置について（通知）

平成27年4月30日付け呉監第72号で勧告のあった住民監査請求に係る措置の勧告について、地方自治法第242条第9項の規定に基づき次のとおり通知します。

1 勧告の内容

平成27年4月30日付け呉財管第146号文書「土地の明渡しに係る今後の実施方針について」のとおり、平成27年10月31日までに本件土地の明渡しを実現すること。

ただし、 A 氏との調停が不成立になった場合は、直ちに民法上の対抗措置に着手すること。

2 措置

平成27年4月30日の A 氏からの調停の申立てに対し、呉市は第2審の判決の趣旨に鑑み、平成27年7月9日、 A 氏に対し本件土地の明渡しを求める調停を呉簡易裁判所に申し立て、上記勧告の実現に努めました。

平成27年6月18日及び平成27年8月27日の調停期日において協議を行い、呉簡易裁判所調停委員会から提示された調停案により、平成27年10月1日の呉市議会の議決を得て、平成27年10月13日の調停期日において、別紙議決証明書のとおり調停を成立させたところです。

勧告に示された期間である平成27年10月31日までに本件土地の明渡しの実現を予定していましたが、この調停の結果、本件土地の内、公衆用道路として確認した部分を除く各土地の分譲に係る入札を平成27年12月25日までに実施することとなったものです。



調停について

呉簡易裁判所平成27年(ノ)第10号損害賠償請求等調停事件及び呉簡易裁判所平成27年(ユ)第6号建物等収去土地明渡調停事件について、次のとおり調停を成立させる。

1 事件名

- (1) 呉簡易裁判所平成27年(ノ)第10号損害賠償請求等調停事件
- (2) 呉簡易裁判所平成27年(ユ)第6号建物等収去土地明渡調停事件

2 当事者

前項第1号記載の事件 申立人 A 相手方 呉市
前項第2号記載の事件 申立人 呉市 相手方 A

3 調停内容

- (1) 呉市(以下「甲」という。)と A (以下「乙」という。)は、別紙図面のA・B・G・F・H・I・J・K・L・M・Aの各点を順次直線で結んだ土地が公衆用道路であることを相互に確認する。
- (2) 甲は、呉市豊町久比字浜ノ崎183番34の土地及び別紙図面のB・C・D・E・F・G・Bの各点を順次直線で結んだ土地(以下両土地を「本件土地1」という。)並びに別紙図面のA・B・C・D・E・F・H・I・J・K・L・M・Aの各点を順次直線で結んだ土地を除く呉市豊町久比字浜ノ崎183番35の土地(以下「本件土地2」という。)の各土地の分譲に係る入札を平成27年12月25日までに実施する。
- (3) 前号に規定する入札により本件土地1の譲受人が決定したとき又は当該入札について入札者がなかったときは、乙は、甲に対し、本件土地1上に存在する工作物、植栽物等全ての動産を収去して本件土地1を明け渡す。ただし、甲は、当該明渡しと引換えに、乙に対し、収去、改修等に係る損害金として金891,990円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を支払う。
- (4) 第2号に規定する入札により本件土地2の譲受人が決定したとき又は当該入札について入札者がなかったときは、乙は、甲に対し、本件土地2上に存在する建物、工作物、植栽物等全ての不動産及び動産を収去して本件土地2を明け渡す。ただし、甲は、当該明渡しと引換えに、乙に対し、収去、改修等に係る損害金として金2,506,950円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を支払う。
- (5) 本件土地1の譲受人が本件土地1上に存在する工作物、植栽物等の動産の収去を希望しない場合は、甲及び乙は、第3号に規定する義務のうち収去義務及び損害金支払義務を相互に免除する。
- (6) 本件土地2の譲受人が本件土地2上に存在する建物、工作物、植栽物等の不動産及び動産の収去を希望しない場合は、甲及び乙は、第4号に規定する義務のうち収去義務及び損害金支払義務を相互に免除する。

(7) 乙は、本調停成立の日から3か月限り、甲に対し、次に掲げる割合（年未満の場合は日割り計算とする。）による金員を支払う。

ア 本件土地1のうち呉市豊町久比字浜ノ崎183番34の土地の平成22年6月1日から本調停成立の日までの使用料相当額として年額金81,115円の割合による金員

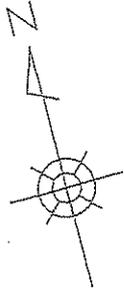
イ 本件土地1のうち呉市豊町久比字浜ノ崎183番34の土地を除く土地の平成22年2月1日から本調停成立の日までの使用料相当額として年額金8,915円の割合による金員

ウ 本件土地2の平成22年2月1日から本調停成立の日までの使用料相当額として年額金167,047円の割合による金員

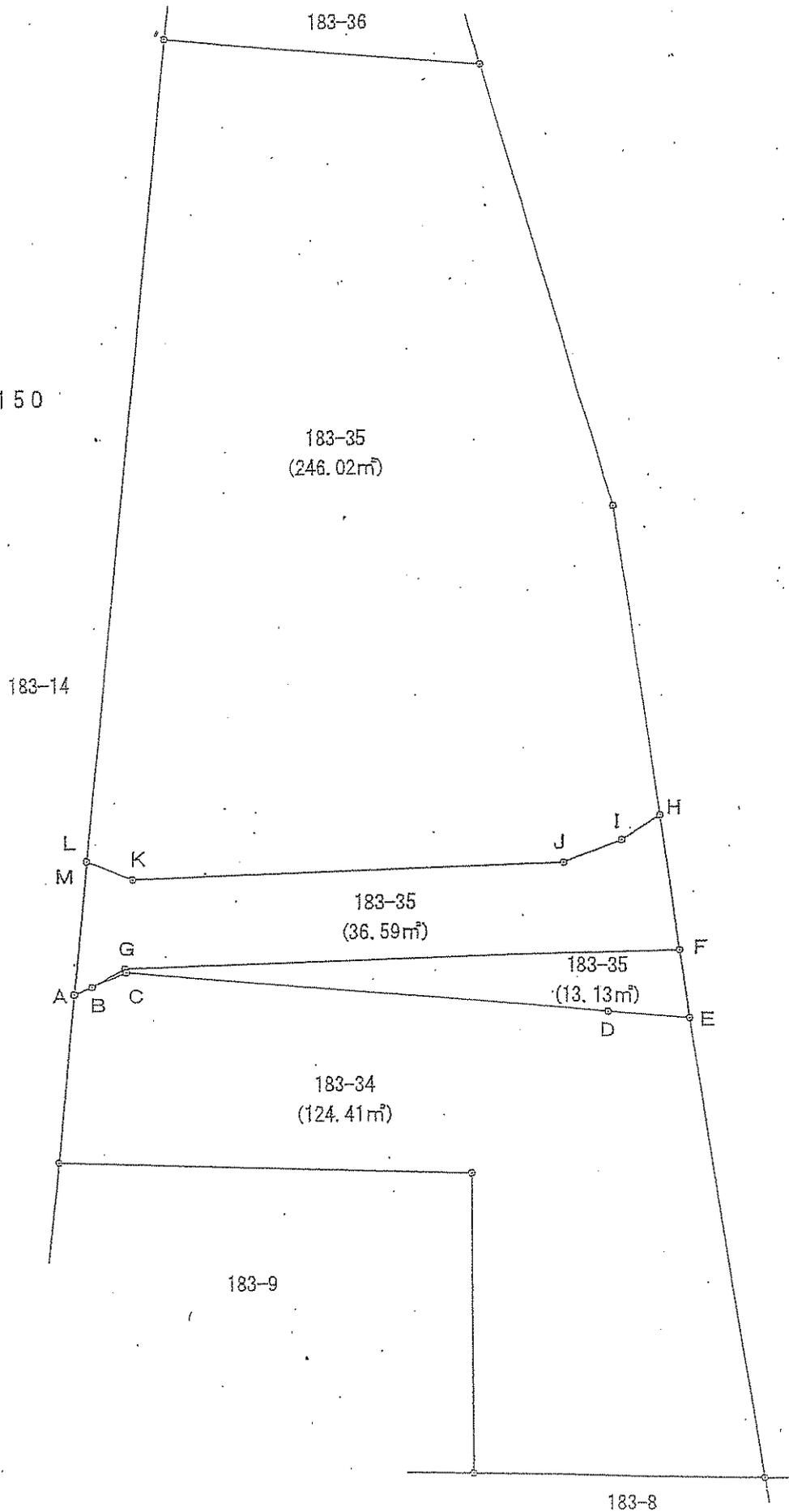
(8) 甲乙は、本件に関し、本調停条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(9) 調停費用は各自の負担とする。





縮尺：1/150



この謄本は、平成27年10月1日議決された
原本と相違ないことを証明する。

平成27年10月2日

呉市議会議長 石 崎 元 成

